

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年11月28日 00時03分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市黒岩鼻南東方沖 正頭港一文字防波堤南灯台から真方位214° 1,440m付近 (概位 北緯34° 27.2′ 東経133° 33.0′)
事故の概要	監視取締艇ペがさすは、東進中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年12月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	監視取締艇 ペがさす、5トン未満（長さ9.00m）
船舶番号、船舶所有者等	240-33450岡山、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 操舵手、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 推進器翼に欠損 のり養殖施設 のり網8枚に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、笠岡市笠岡港内での業務を終え、船長の操船指揮の下、操舵手が操縦に当たり、帰航を開始した。</p> <p>本船は、笠岡港口を約23ノットの対地速力で、手動操舵によって南南東進中、船長が海上保安部に電話で業務報告を行っていたころ、操舵手が笠岡港口第2号灯浮標を通過した辺りで水島方面に向け左転して東進し、黒岩鼻南東方沖ののり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.5mであった。</p> <p>本船は、本事故当時、レーダーを0.5海里レンジに設定して使用していたが、レーダーの感度調整が悪く、本件養殖施設が表示されておらず、本事故後に感度調整を行ったところ、本件養殖施設が表示されるようになった。</p> <p>船長は、海上保安部への業務報告を他の乗組員に任せ、操船指揮に専念していれば良かったと、本事故後に思った。</p> <p>操舵手は、本事故時、本件養殖施設が笠岡港口付近に存在することを知っていたが、正確な設置位置を把握しておらず、笠岡港口第2号灯浮標の北東方に存在すると思い込んでおり、同灯浮標を通過した辺りで、本件養殖施設の南端を過ぎたと思い、本件養殖施設の灯火に気付かず、左転して東進した。</p>

	<p>本件養殖施設の外側には、光達距離約5.5kmの簡易灯浮標が8基設置してあった。</p>
分析	<p>本船は、笠岡港口を南南東進中、操船指揮中の船長が電話での業務報告を行っていた際、操舵手が、笠岡港口第2号灯浮標の北東方に本件養殖施設が存在すると思い込み、同灯浮標を通過した辺りで左転して東進したことから、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操舵手は本件養殖施設の正確な設置位置を知らなかったことから、笠岡港口第2号灯浮標の北東方に本件養殖施設が存在すると思い込んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、笠岡港口を南南東進中、操船指揮中の船長が電話での業務報告を行っていた際、操舵手が、笠岡港口第2号灯浮標の北東方に本件養殖施設が存在すると思い込み、同灯浮標を通過した辺りで左転して東進したため、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操船指揮に当たる際には、業務報告を他の乗組員に任せるとして、操船指揮に専念すること。 ・ 船長及び操舵手は、事前に海図等で航行する海域の水路状況を把握しておくこと。 ・ 船長は、夜間航行する際には、レーダーの感度調整を適切に行って使用するなどし、周囲の見張りを適切に行うこと。